

# 平成 23 年度 東京理科大学こうよう会会長候補者 公募要領

## 1. はじめに

平成 16 年 5 月に東京理科大学こうよう会（以下「本会」という。）が発足以来、現在に至るまでご父母のご支援の下、一步ずつ着実に組織の充実を図ってまいりました。

平成 20 年度には会費の代理徴収制度が実現するなどして財政基盤の安定化が図られ、また、当初の計画であった府県単位での支部の設立が完成いたしました。現在では学生数の少ない一部の地区を除き、ほぼ全国 47 都道府県ごとに支部が設置されています。

本会の発足当初は、支部総会・父母懇談会に参加するためには何時間も掛け、数県経由しなければならぬなどの不便な時期もありましたが、平成 20 年度以降は支部の整備により、格段に参加しやすい状況が実現しました。さらに支部網の整備により、支部単位あるいは複数の支部が協力しての活動も活発になり、父母懇談会とは別に支部独自の工夫を凝らした企画が行われるなど、父母相互の交流も盛んになっています。

本会もこれまでのように全国の組織を作り上げていく過程を終え、本会自体のさらなる発展充実を図る、次の段階に入ったといえます。役員会や常任役員会でもこれらの点を踏まえ、設立 7 年目の本年は、組織の整備と体制の強化充実に向けて制度の見直しを、それぞれの会議体等で鋭意検討してまいりました。

会長をはじめとする役員の改選は、本会会則の規定により毎年 5 月に開催の総会における承認事項であることは、会報「浩洋」等を通じ、すでにご承知のことと存じますが、総会に提案する役員候補者の選出については、様々なご意見が寄せられており、特に本会の代表である会長の選出方法については、より明確にすべきではないかのご意見、ご要望を受け、組織の根幹に係る重要事項であることから、1 年をかけ、数回の会議を重ね検討してまいりました。

今回、成案をみるに至り、選挙管理委員会を設置し、会長候補者について正会員から公募制により選出することとなりました。

会員各位におかれましては、より開かれた組織運営により、本会が健全な発展と会員の皆様のご期待に応え、会則に掲げた会の目的達成のために活動できるよう、ご理解とご協力をお願いする次第です。

平成 23 年度 東京理科大学こうよう会  
会長候補者選挙管理委員会  
委員長 芝村 竹彦（本部 監査役）  
委員 中村 実穂（本部 副会長）  
委員 大川 宗男（本部 副会長）

## 2. こうよう会の概要

会の名称	東京理科大学こうよう会
(1)代表者	会長 船木 真左美
(2)所在地	〒162-8601 東京都新宿区神楽坂 1-3 東京理科大学内 (こうよう会本部) ※支部は全国にあります。
(3)設立目的	東京理科大学(以下「大学」という。)学部学生の父母及び大学との密接な連携を図り、学生が充実した学園生活を送ることができるよう種々の事業を行うとともに、大学における教育事業の振興を支援し、あわせて会員相互の親睦を深めることにより、大学の発展及び向上に資することを目的としています。
(4)設立年月日	平成 16 年 5 月 29 日
(5)事業内容	(1)学生の学業、学生生活に関し大学と父母との連絡を図る事業 (2)学生の福利厚生への助成に関する事業 (3)学生の経済援助に関する事業 (4)教職員と父母との懇談会開催に関する事業 (5)会報を発行し大学との連携を図る事業 (6)その他本会の目的達成に必要な事業  ※ 平成 22 年度の具体的な事業計画は <a href="http://www.tus-koyokai.com/2010/05/-22-1.html">http://www.tus-koyokai.com/2010/05/-22-1.html</a> を参照のこと。
(6)役員数	本部役員※1 24 名(内 正会員より選出 16 名、特別会員より選出 8 名) 支部長 ※2 46 名(内 正会員より選出 46 名、特別会員より選出 0 名)  ※1 本部役員とは、この要領において、会則第 7 条第 1 項第 1 号から第 5 号により規定する役員、及び会則第 13 条第 2 項に規定の常任役員とします。 ※2 支部長は、各支部における支部総会により選出されます。
(7)会員数	正会員 : 大学学部学生 17,473 名※1 の父母 賛助会員 : 258 名※2  ※1 会報「浩洋」No. 25 参照 ※2 平成 22 年 12 月 1 日現在 ◎大学教職員は、会則により特別会員となります。

### 3. 公募の概要

(1) 募集する 役職・人数	<p>会長 1名</p> <p>※今回の募集は会長候補者を選考するものであり、その結果をふまえ、常任役員会が会長候補者として役員会・総会に推薦します。</p> <p>なお、会長は平成 23 年度の総会を経て就任することとなります。</p>						
(2) 任期	<p>平成 23 年度総会(5 月 15 日を予定)から平成 24 年度総会までの 1 年 (平成 24 年度の会長公募に応募することにより、再任は妨げません。)</p>						
(3) 職務内容	<p>本会会則に基づき、本会を代表し、会務を統括します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「会員と大学との橋渡し役」として総会、役員会等の決定事項の具現化を率先して行なう。</li> <li>・大学、理窓会等関連団体との渉外</li> <li>・本会会議(総会・役員会・常任役員会)における議長</li> <li>・本会主催行事(父母懇談会・本部・地域・支部行事)への出席</li> <li>・本会経理の決裁業務</li> <li>・大学、理窓会等関連団体の行事への来賓としての出席</li> <li>・機関誌への原稿執筆</li> <li>・その他、会長の職務遂行に必要なこと</li> </ul>						
(4) 求める知識・ 経験等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協調性とともに本会の円滑な運営と業務遂行、さらなる向上に貢献できる方</li> <li>・会議等において課題解決に向け、リーダーシップを発揮できる方</li> <li>・大学と緊密に連絡を取れる方</li> <li>・祝辞、挨拶、雑誌記事作成、会議資料などの文書作成、文書読解に長けた方</li> <li>・入学式等、大勢の人前でのスピーチや、会議の議長としての進行に長けた方</li> </ul>						
(5) 必要な免許・資 格	<p>特になし</p> <p>(連絡時、メールを使用する場合があるため、PC 又は携帯電話のメールの操作に長けていることが望ましい。)</p>						
(6) 場所	<p>会議・行事先によって異なる</p> <p>(基本的に会議等は神楽坂校舎で行われる。)</p>						
(7) 日時	<p>会議・行事先によって異なるが、土日祝の開催が多い。</p> <p>なお月数回程度の打ち合わせは平日夕方から行われます。</p> <p>☆平成 21 年度実績</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">こよう会行事への出席回数</td> <td style="text-align: right;">15 回</td> </tr> <tr> <td>こよう会会議への出席回数</td> <td style="text-align: right;">8 回</td> </tr> <tr> <td>大学、理窓会等関連団体行事への出席回数</td> <td style="text-align: right;">3 回</td> </tr> </table> <p>※平成 22 年度実績は、平成 21 年度より著しく回数が増える見込みです。</p> <p>なお、新規事業実施や新たな課題・問題点などが出てきますので、会長が会に携わる日数は年々増加傾向にあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 他大学の父母会(設立 50 年以上)では、会長は 1 年 365 日のうち、週末ほぼ全部と平日の 1/5 の日数を会のために費やすとの事例報告があります。</li> <li>□ 歴史、目的及び規模などから単純に比較はできませんが、父母会会長となりますと、会に深く関わる必要があるとの認識は、応募の段階でご理解ください。</li> </ul>	こよう会行事への出席回数	15 回	こよう会会議への出席回数	8 回	大学、理窓会等関連団体行事への出席回数	3 回
こよう会行事への出席回数	15 回						
こよう会会議への出席回数	8 回						
大学、理窓会等関連団体行事への出席回数	3 回						
その他	<p>原則的に、会議・行事等に会の公務として出張した場合、旅費は本会会計から支出されます。</p>						

## 4. 応募資格

会長立候補者の資格：平成23年度(平成23年4月1日)において、次のすべての条件を満たす者であること。

- ①正会員であること。
- ②会則についての深い理解を持ち、会長としての行動力があること。
- ③大学に来校することが容易に可能であること。
- ④本部役員及び支部長「以下(役員)という。」の中から、5名以上の推薦(推薦理由書)があること。

※ 特別会員から選出の役員、会長立候補者、選挙管理委員会委員及び既に他の候補を推薦した役員から、重複して推薦を得ることはできません。

## 5. 応募方法

### (1) 募集期間

平成23年1月25日(火)(会報「浩洋」No27発行日)から平成23年2月10日(木)まで

☆持参の場合：上記募集期間の土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

☆郵送の場合：平成23年2月10日(木) 午後5時まで(必着)

### (2) 応募手続き

次の書類を取り揃え、持参又は郵送してください。なお、提出された書類は返却いたしません。

応募の際に記載された個人情報、選考及び連絡の目的にのみ使用します。

- ①応募申込書(様式1)
- ②所信表明(様式2)
- ③推薦理由書(様式3)

※Eメール、FAXでの応募は受け付けできません。

### (3) 応募書類提出先・郵送先

東京理科大学校友・父母支援室 室長宛

〒162-8601 東京都新宿区神楽坂1-3 東京理科大学神楽坂校舎9号館5F

Tel (03)-5228-8327 (直通)

## 6. 候補者選考のスケジュール

このスケジュールは現時点のものです。

応募状況により、変更する場合がありますが、その場合は応募者に速やかに通知します。

選考日 平成23年2月26日(土)

常任役員会(東京理科大学神楽坂校舎で実施)において、応募者全員による所信表明、ディスカッション及び応募時に提出された書類に基づく面接等による選考を行います。

応募者全員に対し、選考結果(会長候補者氏名及び所属支部)を即日通知します。

選考を2回に分けて実施する必要が生じたときの予備日は、平成23年3月26日(土)となります。

## 7. 応募に係る諸注意

以下の点は応募いただく際に了解されたものとして、取り扱います。

- (1) 応募がなかった場合は、関東近県の本部役員の互選で選出します。
- (2) 立候補者が1名の場合は、常任役員会で信任投票を行いません。信任されなかった場合は(1)の取り扱いとなります。
- (3) 立候補者が2名以上の場合は、選考を行いません。
- (4) 常任役員会の選考結果に不服があった場合の取り扱い  
立候補者は全て常任役員会の決定を受け入れることとし、異議申し立ては一切認めません。  
なお、常任役員会の決定を不服とし、こよう会の秩序を乱した者※は、手続きを経た上で、今後の立候補資格などを停止することもあります。

※ 個人のブログやネット掲示板での書き込み、ビラなどの配布、他の立候補者や常任役員会構成員に対する誹謗中傷嫌がらせまたはこれに類する行為、大学や理窓会等関連団体の日常業務、あるいはこよう会の活動を著しく遅滞させるような申し立て、またこれらの行動の教唆など。

- (5) 定期総会までの期間に、会長候補者が会長に就任できない事態が生じた場合  
常任役員会において、採決の結果が次点であった立候補者を繰上げ当選、繰上げ当選がなかった場合は上記(1)とします。
- (6) 常任役員会は、会長候補者に次の事由の一つ以上に該当した場合において、会長候補者としての内定を取り消すことができるものとします。
  - a. 立候補届出事項等に虚偽があった場合
  - b. 正会員としての資格を失った場合
  - c. 健康状態の悪化など、会長としての職務に耐えられないと認められる場合
- (7) 禁止事項
  - ・ 副会長、本部会計、本部監査役及び支部長との兼務はできません。
  - ・ 個人の利益のために、会長としての経歴の披露、権限の行使など一切行えず、そのような行動を試みることも厳禁とします。

## 8. 問い合わせ先

平成23年度 東京理科大学こよう会会長候補者選挙管理委員会 事務局  
〒162-8601 東京都新宿区神楽坂1-3 東京理科大学校友・父母支援室内  
TEL (03)-5228-8327 (直通)